厚生労働省
宮崎労働局

Press Release

宮崎労働局発表
令和4年 11 月 17 日

【照会先】
宮崎労働局職業安定部訓練室
室　　長　　橋本　智晴
（電話）0985-38-8838

報道関係者　各位

令和５年度宮崎県職業訓練実施計画の策定に向けた方針を了承

～第１回 宮崎県地域職業能力開発促進協議会の開催結果～

宮崎労働局及び宮崎県は、令和4年１１月９日に第１回宮崎県地域職業能力開発促進協議会を開催しました。

地域の関係者により地域に求められる人材ニーズについて協議した結果、企業のデジタル化の進展や人材の採用ニーズの高まり等により、デジタル人材の育成が課題となっていることから、職業訓練においてデジタル分野の重点化を目指すこととしました。

また、宮崎県の地域性を生かした訓練を求める意見も踏まえ、宮崎の特性や人材ニーズを踏まえたコース設定の検討を進めることとなりました。

本協議会は、令和5年2月に第2回目の開催を予定しており、「令和5年度宮崎県職業訓練実施計画」の策定を目指すこととしています。

協議会の資料等については、宮崎労働局ＨＰに掲載しています。
（議事概要は、近日中に掲載予定。）

（参考）地域職業能力開発促進協議会について

令和４年 10 月１日に施行された改正職業能力開発促進法において、新たに法定化された職業訓練に関する協議会であり、地域の関係者に参画いただき、

①デジタル化など、地域のニーズを反映した訓練コースの設定を促進するとともに、

②訓練効果の把握・検証をしっかりと行い、訓練内容の改善を図る

ことなどを行うこととしています。

宮崎県地域職業能力開発促進協議会設置要綱

1　目的

都道府県労働局及び都道府県（以下「関係機関」という。）は、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の規定に基づき、都道府県の区域において、地域の関係機関が参画し、同法第16条第1項の規定に基づき設置する公共職業能力開発施設において実施する職業訓練（同法第15条の7第3項の規定に基づき実施する職業訓練を含む。）及び職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号）第4条第2項に規定する認定職業訓練（両訓練を合わせて、以下「公的職業訓練」という。）を実施するに当たり、地域における人材ニーズを適切に反映した訓練コースの設定を促進するとともに、訓練効果の把握・検証を通じた訓練内容の改善等の協議を行う地域職業能力開発促進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2　名称

協議会の名称は、「宮崎県地域職業能力開発促進協議会」とする。

3　設置主体

協議会の設置主体は、関係機関の両者（宮崎労働局及び宮崎県）とする。

4　構成員

協議会は、以下に掲げる者を構成員とする。

（1）　宮崎労働局
（2）　宮崎県
（3）　公共職業能力開発施設を設置する市町村
（4）　職業訓練若しくは職業に関する教育訓練を実施する者又はその団体
（5）　労働者団体
（6）　事業主団体
（7）　職業紹介事業者若しくは特定募集情報等提供事業者又はその団体
（8）　学識経験者
（9）　その他関係機関が必要と認める者

5　ワーキンググループ

協議会は、協議事項の検討に必要なワーキンググループを設置することができる。

6　会長

（1）　協議会に会長を置き、委員の互選により選任する。

（2）　会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

（3）　会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

7　協議会の開催

年２回以上の開催とする。

8　協議事項

次に掲げる事項について協議する。

（1）　公的職業訓練について、地域の人材ニーズ及び実施状況を踏まえた訓練コースの設定に関すること。

（2）　公的職業訓練について、訓練効果の把握・検証等に関すること。

（3）　キャリアコンサルティングの機会の確保その他の職業能力の開発及び向上の促進のための取組に関すること。

（4）　公的職業訓練の実施にあたり年度計画の策定に関すること。

（5）　その他必要な事項に関すること。

9　事務局

協議会の事務局は、宮崎労働局職業安定部に置く。

10　その他

（1）　協議会資料及び議事録等については、協議会において申し合わせた場合を除き、公開とする。

（2）　協議会の事務に従事する者又は従事した者は、職業能力開発促進法第15条第３項の規定により、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（3）　この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は別に定める。

11　附則

この要綱は、令和４年11月９日から施行する。

参考条文（職業能力開発促進法）

（協議会）

第十五条　都道府県の区域において職業訓練に関する事務及び事業を行う国及び都道府県の機関（以下この項において「関係機関」という。）は、地域の実情に応じた職業能力の開発及び向上の促進のための取組が適切かつ効果的に実施されるようにするため、関係機関及び次に掲げる者により構成される協議会（以下この条において単に「協議会」という。）を組織することができる。

一　第十五条の七第三項に規定する公共職業能力開発施設を設置する市町村

二　職業訓練若しくは職業に関する教育訓練を実施する者又はその団体

三　労働者団体

四　事業主団体

五　職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第四条第十項に規定する職業紹介事業者若しくは同条第十一項に規定する特定募集情報等提供事業者又はこれらの団体

六　学識経験者

七　その他関係機関が必要と認める者

２　協議会は、職業能力の開発及び向上の促進に有用な情報を共有し、その構成員の連携の緊密化を図りつつ、都道府県の区域における職業訓練及び職業に関する教育訓練の需要及び実施の状況その他の地域の実情に応じた適切かつ効果的な職業訓練及び職業に関する教育訓練の実施並びにキャリアコンサルティングの機会の確保その他の職業能力の開発及び向上の促進のための取組について協議を行うものとする。

３　協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

４　前三項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

地域職業能力開発促進協議会　（令和４年１０月施行）

国及び都道府県は、地域の関係者・関係機関を参集し、職業能力に関する有用な情報を共有し、地域の実情やニーズに即した公的職業訓練の設定・実施、職業訓練効果の把握・検証等を行う都道府県単位の協議会を組織する。

【構成員】　　・・・主催

①都道府県労働局　②都道府県　③公共職業能力開発施設を設置する市町村
④職業訓練・教育訓練実施機関（専門学校・各種学校、高齢・障害・求職者雇用支援機構、リカレント教育実施大学等　等）
⑤労働者団体　⑥事業主団体　⑦職業紹介事業者（団体）又は特定募集情報等提供事業者（団体）
⑧学識経験者
⑨その他協議会が必要と認める者（例：デジタル分野の専門家、地方自治体の生活困窮者自立支援制度主管部局　等）

地域職業能力開発促進協議会の協議事項

①人材ニーズを踏まえた訓練コースの設定

⇒　ニーズを踏まえた精度の高い訓練を実施

地域の人材ニーズや検証を踏まえた「地域職業訓練実施計画」の策定
訓練コースの設定

将来的に必要となるスキルも含め、地域の詳細な人材ニーズの把握
経済情報、労働市場情報、企業ニーズ等

キャリアコンサルティング、その他の職業能力開発に関する取組の共有
キャリコンサルティング、リカレント教育等

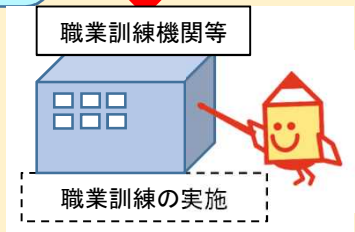

「地域職業訓練実施計画」と実績とのミスマッチの検証

②訓練効果の把握・検証　（協議会の下のワーキンググループで実施）

⇒　個別コースの質の向上を促進

訓練効果の把握・検証
ヒアリング
修了者
採用企業
訓練機関

カリキュラム等の改善